

平成 31 年産米の需給調整及び水田フル活用の方針

1 基本的な考え方

- (1) 関係機関が連携の上、水田フル活用に向けた「ひと・もの・とち」一体的な取組の拡大を推進する。
- (2) 米穀の需給及び価格の安定に資するため、県域及び地域の「生産の目安」を設定・提示する。
- (3) 実需者の求める山口県産米の生産を拡大するため、地帯別の品種誘導等を踏まえ、銘柄別の需要情報を発信するとともに、契約等に基づく「結びつき米」の取組を強化する。
- (4) 農業者の経営安定及び水田の維持・活用のため、主食用米以外の加工用米・新規需要米、大豆・麦、県重点野菜等の需要情報を発信し、需要に応じた品目の生産拡大を推進する。

2 基準単収の設定

(1) 生産の目安に用いる基準単収

- ア) 国が公表する「水稻の作柄表示地帯別 10a あたり平年収量」の変化率を、前年の基準単収に乘じ、当該年の基準単収とする。
- イ) 地域協議会は、協議会別単収と市町別単収のいずれかを選択する。

(2) 加工用米・新規需要米

地域の合理的な単収は、上記、生産の目安に用いる基準単収を準用する。

3 地域農業再生協議会及び生産調整方針作成者の取組

(1) 地域農業再生協議会

地域の生産の目安及び需要情報を踏まえ、水田フル活用ビジョンを策定するとともに、生産調整方針作成者（生産出荷団体等）を通じ、情報の提供や需要に応じた生産が図られるよう助言を行う等、農業者が作付計画の判断ができる体制を構築する。

(2) 生産調整方針作成者

地域農業再生協議会が策定する水田フル活用ビジョンを踏まえ、需給調整に向けて、米穀の生産数量目標の設定等に係る方針を策定し、国から認定を受けるとともに、方針に参加する農業者と取組を実施する。